



アポイントメントセールス

■主なトラブル事例

自宅に電話があり、「イベント（男女のパーティー）があるから参加しないか。」と誘われたり、「景品が当たりました。」「当選しました。」などと販売目的を隠してことば巧みに、ファミリーレストランや営業所に呼び出し、無理やり商品やサービスの契約を結ばせる。

■トラブルにあわないために！

若者をターゲットに男性には女性から、女性には男性から電話をして誘います。会えば契約するまで、販売員の話は何時間も聞かされて、疲れ果てて契約してしまうことにもなりかねません。見知らぬ人から親しげに電話で誘われても応じないようにしましょう。



■もし契約してしまったら解約できますか？

契約書をうけとった日を含めて8日以内ならクーリング・オフ（無条件解約）できます。

困った時は、1人で悩まず 早めに

御殿場市消費生活センター に相談して下さい。

TEL 0550-83-1629 FAX 0550-82-4333